

南魚沼産コシヒカリ販促用米パック購入仕様書

1. 件名

南魚沼産コシヒカリ販促用米パック購入

2. 目的

市が指定するデザインを使用した、南魚沼産コシヒカリを充填した販促用米パックを作成し、首都圏をはじめとする市内外で開催される各種イベント等において活用することにより、南魚沼産コシヒカリの認知度向上や更なる販売促進および市内コシヒカリ農家の支援につなげることを目的とする。

3. 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4. 本件の特徴

本件は、南魚沼産コシヒカリの認知度向上や更なる販売促進および市内コシヒカリ農家の支援につなげることを目的とした販促用米パックを作成するものであり、単に製品を納入するだけでなく、品質管理しながら原料米の調達、精米、充填、包装及び納品までを一体的に実施する案件である。本件で作成する米パックは、首都圏をはじめとする市内外で開催される各種イベント等において活用する販促品であることから、受注者は南魚沼産コシヒカリのブランド価値を十分理解し、安全・安心な品質の確保及び効果的なPRにつながる包装・納品を行うこと。

また、令和8年産米は提案時点で収穫前であるため、使用を予定する原料米の調達方法、生産者又は調達先、栽培方法（慣行栽培、特別栽培、有機栽培等）、品質管理体制等について提案書に記載するものとする。

5. 概要・仕様

(1) 概要

- ①市が指定するデザインを使用した、南魚沼産コシヒカリ販促用米パックを作成すること。
- ②原料米の調達、精米、品質保持が可能な包装、梱包及び納品を行うこと。
- ③受注者は、包装に必要なフォーマットデータを市へ提出すること。
- ④市は、受注者から提出されたフォーマットデータを基にデザイン調整を行い、印刷用データを受注者へ提供するものとする。
- ⑤受注者は、市が提供する印刷用データを使用して製造を行うこと。

⑥初回納品後、市が指定する時期及び数量に応じて追加納品を行うこと。

(2) 規格・仕様

①充填する米

令和8年産南魚沼産コシヒカリ（新米）とする。

なお、充填する原料米の栽培方法（慣行栽培、特別栽培、有機栽培等）はすべて同一とすること。複数の栽培方法を組み合わせて製造してはならない。

②パックの内容量

2合パック（約300g）

数量等については、下記「6. 数量」を参照すること。

③包装

内容物の品質を保持し、安全・安心な状態で保管、輸送及び配布ができる包装方法とすること。

なお、包装方法については受注者の提案によるものとし、お米の品質保持方法について提案書に記載すること。

④保存条件

常温保存とする。

⑤保存期間

常温保存において、精米後6か月以上の品質保持が可能なものとする。

⑥パッケージのデザイン

市が提供する印刷用データを使用すること。

⑦食品表示

食品表示法その他関係法令を遵守すること。

⑧包装用フォーマット

受注者は、契約締結後、市が指定する期日までに包装用フォーマットデータを市へ提出すること。

6. 数量

2合パック（約300g） 5,000個

7. 品質管理

(1) 受注者は、原料米の調達、精米、充填、包装、保管及び納品まで一貫した品質管理を行い、安全・安心な商品の提供に努めること。

(2) 食品表示法その他関係法令を遵守すること。

(3) 上記をふまえた品質管理体制について提案書に記載すること。

なお、令和8年産米は提案時点で収穫前であることから、使用を予定する原料米につ

いて、次の事項を記載すること。

- ①生産者又は調達先
- ②栽培方法（慣行栽培、特別栽培、有機栽培等）
- ③前年度の農産物検査結果（等級）
- ④品質管理体制
- ⑤過去３年間の取扱実績

8. 契約金額に含まれる経費

契約金額には、次に掲げる費用を含むものとする。

- ①原料米調達費
- ②精米費
- ③包装及び品質保持に要する費用
- ④包装資材費
- ⑤梱包費
- ⑥配送料
- ⑦その他本件の履行に必要な一切の経費

9. 納品

（１）初回納品

①納品期限

令和８年９月２９日（火）

②納品場所

ベルーナドーム（埼玉県所沢市上山口 2135）

③納品数量

市が指定する数量（3,000 個）

④その他

納品時間及び搬入方法については、市と協議の上決定するものとする。

（２）追加納品

市が指定する時期に、南魚沼市役所へ納品すること。

納品回数及び納品数量については、市と受注者が協議の上決定する。

追加納品分については、その都度精米を行い、精米後速やかに納品すること。

10. 留意事項

（１）本件の遂行に当たっては、第三者の権利を侵害しないよう十分留意すること。

（２）受注者は、市が提供するデザインデータその他本件に関連する資料について、市

の承諾なく第三者へ公表、貸与、複製又は本件の履行以外の目的で使用してはならない。

- (3) 受注者は、本件の履行中に事故その他第三者へ損害を与えた場合は、速やかに市へ報告するとともに、その指示に従い、受注者の責任において対応すること。
- (4) 受注者は、原料米の調達が困難となるなど、契約の履行に支障を及ぼすおそれが生じた場合は、速やかに市へ報告し、その指示を受けること。

11. その他

- (1) この仕様書に定めのない事項については、南魚沼市財務規則、南魚沼市物品供給契約約款その他関係法令及び市の指示に従うものとする。
- (2) 本件の履行に当たり疑義が生じた場合は、市と受注者が協議の上、決定するものとする。
- (3) 費用の請求については、市が発注した数量の納品がすべて完了し、市の検査に合格した後に行うものとする。